

## フードバンク活動団体設備導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、食料・エネルギー価格の高騰による影響を受けるこども食堂、生活に困窮した子育て世帯等に対して安定した食料支援の充実を図るため、フードバンク活動を行う団体が食料の保管体制を強化するために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「フードバンク活動」の定義は、「生産者又は製造、流通等の事業者から、市場に流通させることができない食品、家庭から余剰になった食品の提供を受けて、必要とする福祉施設や生活に困窮する家庭等に無償で提供する一連の活動」とする。

### (補助対象事業)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、フードバンク活動を行う団体が実施する、食料の保管体制を強化するための冷凍・冷蔵設備を設置する事業とする。

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助事業者」という。)は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 県内に本部を置く、法人格を有する非営利団体であること。

イ 法人格を有しない任意団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

① 県内に主たる事務所の定めがあること。

② 代表者の定めがあること。

③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

④ 年度ごとに事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等(これらの定めがない団体にあつては、これに準ずるもの)を備えていること。

(2) 法人の定款又は団体の組織運営に関する規程等においてフードバンク活動に類する事業の実施を明記していること。

(3) 県内に複数の活動拠点を有し、広域的にフードバンク活動を実施している団体であること

(4) 過去3年以上、年間を通して次に掲げる全ての活動実績を有すること。

ア 信州こどもカフェ、こども食堂などの複数の地域拠点に食料を配付又は配送をしていること。

イ 子育て世帯に対し個別に食料を配付又は配送をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 県税の滞納がある者

- (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

（補助対象経費及び補助率）

第 5 条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、補助率及び上限額は、別表 1 に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 本補助金以外に、他の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は、重複する補助対象経費を除くこととする。

（事業の実施期間）

第 6 条 この事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

（事業計画の認定）

第 7 条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業計画承認申請書（様式第 1 号）に、別表 2 に掲げる書類を添付して知事に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、前項の認定を受けてから第 9 条第 1 項の交付申請までの間に、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第 4 号）により知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、第 10 条第 1 項第 1 号のいずれにも該当する軽微な変更を除く。

（事業計画承認申請の取下げ）

第 8 条 申請者が前条の事業計画承認申請を取り下げようとする場合は、事業計画承認申請取下届出書（様式第 2 号）を知事に提出するものとする。

（交付の申請）

第 9 条 第 7 条第 2 項の承認を受けた申請者は、別に定める期限までに交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 様式第 3 号の別紙に掲げる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでな

いものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。

ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの

イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が 20 パーセント以上増減しないもの

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは速やかに知事に報告し、その承認又は指示を受けること。

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続きに基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。

(交付の決定等)

第 11 条 知事は、第 9 条第 1 項の交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めたとときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 申請者は、第 11 条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第 11 条の通知があった日から 20 日以内に、交付申請取下届出書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第 13 条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、第 7 条第 1 項の承認を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書きの規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(変更承認の申請等)

第 14 条 第 10 条の規定による承認の申請又は報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更

承認申請書（様式第 4 号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 完了期間延長承認申請書（様式第 8 号）

ただし、次条第 1 項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における完了期間延長承認申請書の提出を省略することができる。

（繰越承認申請）

第 15 条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第 9 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越の可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第 16 条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第 17 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の翌年度（第 15 条第 1 項の承認を受けた場合は、交付決定日の翌々年度）の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 導入設備別精算額一覧（様式第 10-1 号）

(2) 事業実績報告書（様式第 10-2 号）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、第 9 条第 2 項ただし書きの規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 18 条 知事は前条の実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 19 条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求書

(様式第 11 号) 又は精算払請求書 (様式第 12 号) を知事に提出するものとする。

- 2 知事は概算払の請求があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定額の 8 割 (千円未満の端数切り捨て) を上限に概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第 20 条 知事は、第 14 条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第 11 条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第 23 条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産」という。) を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
- (4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 21 条 補助事業者は、第 9 条第 2 項ただし書きの規定により交付申請した場合は、第 17 条第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 13 号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第 22 条 補助事業者は、取得財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書 (様式第 14 号) を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数の期間 (以下「処分制限期間」という。) 内管理しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品その他重要な財産 (以下「処分制限財産」という。) を処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する (使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。) ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書 (様式第 15 号) を提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。
- 2 この要綱施行日の前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表 1（第 5 条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	上限額・下限額
冷凍・冷蔵設備の設置	・冷凍・冷蔵設備本体の購入に要する経費（設置に要する経費（運搬料、設置工事費 <sup>※1</sup> ）及び整地費用を含む）	10/10 以内	大型（プレハブ）冷凍・冷蔵倉庫 1 台につき次のとおりとする。 上限額：450 万円 下限額：185 万円

※<sup>1</sup> 補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費とする。

別表 2（第 7 条関係）

区 分
1 導入設備別申請額一覧（様式 1 - 1 号）
2 事業実施計画書（様式 1 - 2 号）
3 団体等の概要及び活動状況（様式 1 - 3 号）
4 法人の定款またはこれらに代わるべき規程の写し
5 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書（原本）、証明日は計画書提出日から 3 か月以内のものに限る。）
6 県税の納税証明書（県税事務所において発行する未納がない証明書。証明日は計画書提出日から 3 か月以内のものに限る。）
7 事業実施に支障がないことを証する書類 （当該年度予算書の写し、補正予算による場合は理事会議事録等の予算措置が可能であることが確認できる書類、または理事長名若しくは代表者名の予算確約書（様式任意）
8 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 1 - 4 号）
9 役員一覧（様式第 1 - 5 号）
10 補助対象経費算定根拠となるもの（見積額の比較表、2 者以上から徴取した見積書の写し、導入する設備のカタログ）
11 冷蔵・冷凍設備の設置場所を示す書類（地図及び敷地図面等）
12 設備設置承諾書（様式第 1 - 6） （建物または土地所有者と設備の設置者が異なる場合のみ提出）
13 その他補足資料